

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人美馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定する理事、監事及び第10条に規定する評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて別表1で定める範囲内で報酬等を支給する。

評議員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で支給する。

2 前項の規程に関わらず、地方公共団体の職員には、報酬を支給しないものとする。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員等が、その職務のため、理事会・評議員会等に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 役員等が職務のため出張したときは、職員の給与・退職手当等に関する規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号に定める支給時期とする。

(1) 会長、常務理事については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員の給与・退職手当等に関する規程の第4条に準じた日とする。

(2) その他の役員等については、当該年度中の実績により、年度末に一括して支給するものとする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会で承認を得て、評議員会で決議を行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 28 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は一部改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。